猪名川町下水道事業経営戦略(概要版)(案)に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間:令和5年12月12日~令和6年1月11日

意見提出者数:1人

提出意見数:4件

■猪名川町下水道事業経営戦略(概要版)(案)について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1-1	1					_	_	_	資料中にて意味が理解できない用語があるため、用語の解説を作成すること。 (例) ①処理区域内人口とは ②全体計画面積と処理区域面積の違い ③流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金の支払先と目的	区域の面積のことです。 「処理区域面積」とは、現時点で下水処理が行われている区域の面積の ことです。 ③ 流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金の支払先と目

1-2	1	ı	16	5	5. 5	(7)		_	水道料金及び下水道使用料の改定にあたっては、その他公共料金の改定状況を考慮し、時期と値上げ率を検討すること。	今後、具体的な料金改定の検討を行いますが、単年度黒字の確保のためには、最低でも20%の料金改定が必要となってきます。 そのため、先延ばしは困難と考えています。 様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、健全な事業運営を維持し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。
1-3	1	1	16	5	5. 5	(7)		_	下水道使用料の改定は、法人・個人ともに対 象であるか。	猪名川町の下水道使用料の体系は、法人・個人を問わず、使用水量に応じた単価に基づき使用料を徴収しているため、改定の対象は、法人・個人ともに対象となります。
1-4	1	ı	_		_	_	1	ı	他団体の事例等を調査し、技術系職員確保の 手段を検討すること。	これまでも職員確保や採用後のフォローアップなどに取り組んでいますが、引き続き、他の自治体での取組等を参考に、情報収集を行うとともに、 技術職員の確保にも努めます。